

教 高 第 2 6 4 9 号

平成15年 9月 1日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

旅行命令の事前審査の徹底について（通知）

旅行命令に当たっての事前審査の徹底については、平素から格段の御配慮をいただいているところでありますが、平成14年度の定期監査において、県外の旅行命令が不適切であったとの指摘がありました。

つきましては、県民の信頼を損なうことのないよう別添の平成14年11月20日付け教高第701号「厳正な服務規律の徹底と的確な学校管理の確保について（通知）」の趣旨を一層徹底し、遺漏のないよう願います。